

国連宣言採択とアメリカ大陸の先住民運動の「転回」

小林 致 広
(神戸市外国語大学)

はじめに

2007年10月12日、アメリカ大陸の各地で、さまざまな先住民集会在開催された。1992年の「先住民・黒人・民衆の抵抗の500年」から15年、1993年の「国際先住民年」から14年、1994年の「世界の先住民の国際10年」の開始から13年、アメリカ大陸の各地で先住民族や先住民組織が展開している運動には、なにか新たな動きが見られるのだろうか。

1ヶ月前の9月13日、国連総会で「国連先住民族の権利に関する宣言（以下、国連宣言と略す）」が採択された。2日後の9月15日、ボリビア大統領エボ・モラレスは、「世界の先住民族の歴史的勝利にむけた世界集会」を10月12日前後にボリビアで開催することを宣言した。その目的は国連宣言の採択を祝賀するとともに、宣言採択後の先住民運動の方向性を議論するためであった。この呼びかけと連動し、いくつかの先住民族組織も、10月12日、アメリカ大陸規模で動員を展開することを呼びかけた。呼びかけ主体となったのは、2007年3月末、グアテマラのテクパン市で開催された第3回アビヤ・ヤラ先住民族大陸サミット⁽¹⁾に参加したアンデス諸国の先住民族組織である。

一方、メキシコ北西部のソノラ州では、まったく性格の異なるアメリカ大陸先住民族集会在開催されていた。この集会是、メキシコのサパティスタ民族解放軍（EZLN）、EZLNに連携し自治を求める先住民運動を展開してきた先住民全国議会（CNI）、

ならびにメキシコと米国の両国に居住するヤキなどの先住民族の伝統的権威者によって呼びかけられた。この集会的参加者に共通しているのは、先住民族の権利や文化に関する国家の法的認知がなくとも、「事実としての先住民自治」を日常的に実践しようとする姿勢であった。

ボリビアの集会上に参加した代表団の多くは、新たな多民族国家モデルの中で権力の一端を主体的に担おうとしている。一方、メキシコの集会上に参加した代表団は、既存の国家権力の支配構造に参画することをかたくなに拒否している。国家に対する姿勢の大きな隔たりは、必ずしも先住民運動の決定的な分裂を意味しているとはかぎらない。集会的呼びかけ主体や参加者の国家に対する姿勢の著しい対照性にもかかわらず、ふたつの集会上ではよく似た主張が展開され、採択された決議も酷似している。

本稿では、まず、9月13日に採択された国連宣言に対して、アメリカ大陸の先住民族や諸組織が表明した評価や対応を整理する。それを踏まえ、国連宣言の採択以降、各地で展開された先住民族や先住民組織の動向を概観したい。そのなかで、新自由主義が押しつける国家モデルへの抵抗、あるいは自治という自律的な権力行使を模索する中南米の先住民運動が提起しているものを探ることにしたい。

各種の動向に関する情報は、メキシコ市の国際インディオ通信報道社（AIPIN）から届けられる

ニュース“Regiones Indias”、そこで情報源とされている先住民組織や先住民運動に関連する独立系の通信メディアのウェブ・サイトから得たものである⁽²⁾。

一、国連宣言採択は祝賀すべき歴史的勝利か？

各国政府や当の国際機関の役職者は多くは国連宣言を歓迎している。国連事務総長の番基文は、国連宣言の採択は世界の先住民2億7千万人の勝利であり、歴史的な苦悩を超えて国連加盟国と先住民が和解した歴史的瞬間であると表明した。その一方で、アメリカ大陸の先住民の権利に関する専門家や先住民運動のリーダーのあいだでは、祝福という空気は少ない。その最大の理由は国連宣言が政府に対する拘束力をもっていないことであるといつてよいだろう。

先住民の人権と基本的自由の状況に関する特別報告者ロドルフォ・スタベンハーゲンは、採択に22年以上もかかったという意味で、国連宣言は「歴史的な成果」と言えると皮肉っている。採択された最終文書は不完全なものであるが、国連宣言が政府に対して、先住民と協議を行なうこと、先住民の法体系や組織、領域を認知すること、伝統的知識を大切に扱うことなどを義務づけていることは重要であるとしている。

また、米州先住民庁の総裁を務めたことのあるホセ・デル・バジェは、国連宣言は「先住民に対する倫理やモラルの基準を示す」ものであり、特殊な用語や不正確な文言が多く含まれるなど欠陥が目立っていると指摘する。政府が国連宣言に賛成したのは、懸案となっている先住民の権利をめぐる諸問題を「事務的に片付ける」ためであったと指摘している。

以下、国連宣言採択をめぐる中南米の先住民組織や先住民運動の評価や反応を紹介することにした。

(1) 宣言採択の前段階における抗議声明

8月末、メキシコ、グアテマラ、ペルー政府代表とアフリカ・グループとの協議によって、9項目修正を盛り込んだ国連宣言案が確定した⁽³⁾。世界の先住民の地域代表によって構成される先住民民族運営委員会の各メンバーは、地域の先住民にメールなどでこの9項目修正に至る経緯と修正条項を明記した文書を送付し、9月4日までに、賛成か反対かの意思を早急に各地域代表に伝えるように要請した。

先住民民族運営委員会の報告によると、他の地域ではほぼ修正案に賛成というコンセンサスが得られたが、アメリカ大陸地域では賛成というコンセンサスは得られなかったことになっている。ブラジルやコスタリカの先住民代表は、修正案の採択に基本的に賛成という立場を表明していた。一方、米国アリゾナ州の先住民オダムスの代表などは反対声明を先住民民族運営委員会に送付していた。チリ、ペルー、エクアドル、パナマ、グアテマラの5ヶ国、14の先住民組織⁽⁴⁾は、アフリカ・グループによって提出された国連宣言の9項目修正を認めないという抗議声明を9月4日に発表した。この抗議声明は、9項目修正が前年の国連人権理事会で採択されていた国連宣言案の原則を踏みにじるものであると断罪している（www.servindi.org/archivo/2007/2757）。

この抗議声明には、第3回先住民サミットに参加していたボリビアの先住民組織は加わっていない。また、アンデス地域の先住民組織アンデス調整委員会（CAOI）⁽⁵⁾の主要メンバーであるペルーの鉱山被害共同体全国連盟などは署名者となっていない。これらの組織の指導者たちは、8月末、ボリビア大統領と会見し、国連宣言の採択に向けて努力することを約束していたのである。

アフリカ・グループの提出した9項目修正案では、自決権の概念の抹消、先住民の開発、土地、領域、自然資源に対する権利の認知や行使の制限、

国内法との関係の銘記、「つねに望ましい」という表現の導入、個人の市民権以外の権利を認知しないこと（先住民族の集団的権利の全面的否定）、国家領土の統一性の遵守（分離独立の否定）を強調することなどが盛り込まれていた。

国連の少数者差別防止保護小委員会などでの活動を通じて提示された当初の国連宣言案は諸国政府の執拗な反対に会っていた。その結果、国連人権委員会の作業部会が作成した案は、当初の原案とかなり異なるものになっていたが、先住民族の大多数は、2006年に決定された国連宣言案を修正なしに採択することを各国政府に求めていた。そのことは、2007年5月に開催された先住民問題に関する常設フォーラムの先住民集会でも再確認されていた。

アフリカ・グループが提出していた9項目修正案は、集団的権利としての自決権の原則を無視し、2006年に確定していた国連宣言原案を骨抜きにするものであり、宣言内容の変更が政府代表者だけの交渉で決定されることは、先住民族にとって決して認められないことであった（alainet.org/active/19484-es）。この立場は、9項目修正を盛り込んだ国連宣言の採択に最終的に同意したアメリカ大陸の先住民組織にも共通するものである。

採決直前の2000年9月11日、中南米のいくつかの先住民組織は、国連宣言採択に対する立場を表明している。エクアドル先住民族連合（CONAIE）とパナマのクーナ民族は、2006年採択の国連宣言原案の修正には基本的に反対であるが、国連宣言を採択することを最優先すると表明している。また、アンデス地域のCAOIも、9月11日の声明では、政府代表だけで修正がなされたことは承認できず、2006年の原案のままで国連宣言を採択するよう求めている。一方、9月4日の抗議声明に署名していたチリのすべての大地協議会などは、抗議声明で明らかにした立場を崩してはいない。

（2）ボリビア

先住民族の権利宣言草案に関する作業部会に参加したことがあるボリビア大統領エボ・モラレスは、国連宣言の採択を「歴史的」なものであると位置づけている。先住民族が土地と領域、自然資源に関する権利を有することが定められていることは、先住民族に自決権が認められていることを意味しているとした。しかも、このような自決権を求める闘争は、1790年代にトゥパック・カタリが展開したアルト・ペルーでの反植民地闘争を受け継いでいるものであると位置づけている。

国連宣言の採択を祝賀し、今後の方針や課題を議論するため、先住民族のサミットを10月12日に開催する方針を大統領は明らかにした。大統領の意向を受ける形で、ボリビア農民労働者単一労働組合連合（CSUTCB）の執行委員長イサク・アバロスは、スクレとコチャバンバでのサミット開催を明らかにした。そして、10月12日、ボリビア国内の36民族がスクレからチャパレまでデモ行進を予定していると表明した。

（3）エクアドル

国連宣言の採択の前日、エクアドル国会は先住民の権利に関する法令の策定推進案を可決したばかりである。CONAIEのマヌエル・カストロは、「20年間にわたる議論で政府に何も義務を課せない宣言だけの法律文書しか採択できなかったのは、屈辱でしかない」と厳しいコメントを発表している。また、国連宣言の最終文案の交渉において、先住民族の代表が実質的に関与できなかったことは大きな問題であり、大半の先住民族が国連宣言について十分に情報を提供されてこなかったことを指摘している。

とはいえ、国連宣言の採択自体は「先住民族にとっては勝利」と評価できるとする。次の段階として、エクアドル国会が国連宣言の批准を行なうべきであるとした。そして、2007年9月末の選挙

で発足する制憲議会において、国連宣言が憲法に盛り込まれるようにするため、CONAIEは全国動員を展開すると表明した。そうしなければ、他の先住民の権利に関する法律と同じように、採択された国連宣言も「死文」となる道を歩むことになる」と指摘している。

(4) メキシコ

国連宣言の採択にあたってグアテマラ、ペルー政府代表などとともに重要な役割を果たしたとされるメキシコでは、採択の翌日、全国先住民開発委員会(CDI)の主催によるフォーラムが開催された。2000年12月以降の国民行動党(PAN)政権下でCDI委員長を勤めた二人の国連宣言の採択に関する評価は対照的なものであった。

現委員長ルイス・アルバレス(元PAN上院議員)は国連宣言採択を肯定的に評価したが、前任者ショチトル・ガルベス(先住民ニャニュ出身)は、「現政権は先住民の権利に関する政策を完全に変更し、前衛から保守派にか変わった」と批判した。国連宣言採択を受け、9月18日、国会下院は先住民問題委員会⁽⁶⁾の提案を審議することを決定した。委員会提案は、国連宣言を国内法と整合性をもたせるかたちで憲法に盛り込み、国連宣言の内容を広報する措置をとるというものであった(www.servindi.org/archivo/2007/2595)。

一方、ミヘ民族サービスのアデルフォ・レヒーノ(元サンアンドレス対話EZLN側顧問)は、国連宣言は、これまで先住民の諸権利を認知する国際法上の基盤となってきた国際労働機関169号条約よりは前進していると評価している。しかし、諸国家が先住民の自決権に制限をつけようとしている第46条1項など多くの問題点があることも指摘している。今後は、個人的権利の特権化しようとする差別的な見解に対抗し、人権に関する集団的次元を普遍的なものとして承認させる方向を目指して前進すべきであるとする⁽⁷⁾。

(5) ペルー

ペルー密林部開発民族間協会元総裁のヒル・イノアチ・シアウイト(先住民アワフン)は、先住民に自決権を認めている国連宣言の採択にもかかわらず、大多数の国家は、国の方針を定める際に先住民を参加させたくないことは明白であるとしている。ペルーの場合、国内法では、原住民共同体(comunidad nativa)と規定されているアマゾン流域のマツェ、ハランブク、シピボ、アワフン、アチュアル、シャウイなどを先住民として認定することが不可欠であると指摘する。

また、先住民の権利を自分たちの都合のよいように解釈してきた国家が先住民の権利に関する法体系を自発的に改変するはずはなく、アマゾン流域諸国の先住民組織で組織されているアマゾン流域先住民組織連合などと連携し、国連宣言の履行を諸国家に迫るべきであるという。それによって、これまで領有してきた先住民領域の自治管理の仕組みを受け継がせることができるという(www.servindi.org/archivo/2007/2708)。

(6) グアテマラ

リゴベルタ・メンチュウ財団のエルメール・エラソは、国連宣言の採択は国際社会や先住民にとって新しい時代の幕開けとなっていると評価する。国連宣言には強制力はないが、先住民の集団的権利を明示的に認知していることは、国際法における前例のない前進と評価している。国連宣言が役に立たないとか不完全として無視するのではなく、グアテマラにおけるマヤ大学創設やその他のイニシアティブにおいて、先住民は国連宣言に謳われている諸権利を行使していくべきであると強調する。

デフェンソリア・マヤの元代表フアン・レオン(現エクアドル大使、米州機構の先住民権利宣言作業部会代表)は、国連宣言の欠陥を指摘することより、国際労働機関169号条約にかわる国際

的法制度が発足したことを評価すべきであると指摘している。そして、先住民は国家に請願するのではなく、自ら宣言で謳われていることを実践する必要性を強調した。4割方の合意ができた米州機構の先住民の権利宣言案と国連宣言では、自決権、自然資源の問題、地下資源の所有権に関して、かなりの違いが見られるという。それゆえ、米州機構作業部会の課題は、国連宣言より水準の高い内容を盛り込むことであるとしている (alainet.org/active/19988=es)。

(7) ホンジュラス

ホンジュラス黒人友愛組織は、国連宣言の採択によって、米州開発銀行 (BID) の資金援助のもとホンジュラス内務司法省が作成していた先住民法草案の修正が必要となったと指摘する。国際労働機関169号条約の原則を骨抜きにする目的で BID が推進した先住民法草案は、先住民の土地所有と自然資源へのアクセス権に関する規定などに関して、国連宣言の原則と大きく異なっているという。BID の先住民法案作成に参加した先住民は、2006年6月段階で提示されていた国連宣言草案の内容について知らされず、先住民法草案では先住民の自決権は無視され、先住民の権利、文化や領域を多国籍企業に売り渡すことが可能にする内容になっているという。

先住民の権利や領域を無視した開発利権の売却という中央政府の越権行為に対する司法面での戦いは、ニカラグアにおけるアワ・ティグニ共同体 (2001年) やヤタマ (2005年)、パラグアイにおけるヤケェ・アシャ (2005年) やサウォヤマ (2006年)、スリナムにおけるモイナワ (2005年) など、21世紀になって顕著になっている。このような戦いが可能であるにもかかわらず、新自由主義が展開しているプエブラ・パナマ計画による先住民や黒人の領域破壊に道を開ける BID の先住民法草案を採択することは、断固拒否すべきであると

主張する (www.servindi.org/archivo/2007/2741)⁽⁸⁾。

(8) コロンビア

コロンビアは中南米諸国で国連宣言採択に当たって唯一棄権した国である。棄権した理由は、正確な定義を求めている政府の要求が受け入れられなかったためである。コロンビア政府は、先住民領域における開発計画の事前協議、地下資源の所有権、ならびに先住民居住地域への軍進駐に関連して、先住民共同体の自治や自主統治が行使できる領域に関する用語の定義を厳密にするよう要求していた。

これは2007年7月に公布された法令1152号と深く関係していた。武装解除したパラミリタールに土地を分与し、多国籍企業に資源を売り渡すために制定された農村開発法は、太平洋岸に居住する先住民アワ、エペララ・シアピデラ、ワウナン、トゥーレ、エンベラの先住民保護地区 (Resguardos Indígenas) の設定や拡張をサボタージュするものとなっている (www.movimientos.org/show_text.php3?key=10871)。

コロンビア先住民全国組織総裁ルイス・アンドラーデは、ウリベ政権のこのような対応は、マイノリティの権利保障という点で進んでいる憲法があるにもかかわらず、法律で制定された諸権利を現実のものにする意志を政府がもっていない証拠であると断罪している。政府が先住民の諸権利を侵害し、先住民の敵となっていることを自ら表明しているに過ぎないという。人権や憲法を専門とする弁護士や先住民指導者と協議をかさね、自国政府に対して先住民組織が取るべき対応を検討しているという。一方、多くの政府が国連宣言に賛成したのは「責任を回避する」ためだけであったと指摘している。

二、宣言採択後の先住民組織の活動

9月中旬から10月初旬にかけ、中南米の各地で

開催された先住民組織や先住民運動の集会において、採択された国連宣言をめぐるさまざまな議論が展開されてきた。

(1) 10月12日、大陸規模の先住民族動員の呼びかけ

2007年3月のグアテマラで開催された第3回先住民族サミットに参加した先住民運動の諸組織は「抵抗から多民族国家の構築にむけて」というスローガンのもと、「先住民族の抵抗の日」である10月12日に大陸規模の先住民族の動員を行なうよう呼びかけている。その呼びかけで中心的な推進役を果たしているのがCAOIである。

大陸規模の先住民族動員の呼びかけには、多民族国家の構築に向け、ボリビアやエクアドルで始まっている先住民族が参加する制憲議会をペルーやチリでも発足させることが、具体的な要求として掲げられている。また、国家に対する要求としては、国際労働機関169号条約の履行を促し、進捗状況を定期的に報告すること、米州機構における先住民族の権利宣言の即時採択、「先住民族の国際10年」で謳われている義務の履行などが掲げられている (www.movimientos.org/12octubre/show_text.php3?key=10835)。

9月30日に投票があったエクアドルの制憲議会選挙では、コレア大統領与党のアリアンサ・パイスが80議席という圧倒的多数を獲得する結果になった。CONAIE 指導者のひとりブランカ・チャンコソは、制憲議会選挙では政党による参加しか認められなかったため、パチャクティク運動を通じてしか先住民族の候補を擁立できなかったと、コレア大統領の方針に異議を提出している。

(2) 南米先住民女性会議 (Encuentro Sudamericano de Mujeres Indígenas)

2007年9月23-27日、コロンビア北部グアヒラ半島にある先住民族ワユユの居留区で、先住民女

性と先住民族の権利をめぐる南米集会が開催された。9ヶ国から参加した先住民運動の女性指導者たちは、直面している諸問題や課題について議論した。集会宣言では、10日前に採択された国連宣言についての言及はなく、2007年3月の第3回先住民族サミットの決議「イシムチェ宣言」の原則を国連も採用するように要求している。さらに各国政府に対して、先住民族の諸権利を保護し、保証している各種の国際協定を批准、履行することを要求している。また、民族としての集団的権利の全面行使を可能にし、先住民族としての自決権を尊重する多民族国家であることを宣言するように求めている。当然、女性が対等の条件で権力を行使できる保証することも要求されている。

(3) アメリカ先住民議員会議

(Parlamento Indígena de América)

10月1-2日、コロンビアの首都ボコタで、中南米諸国で議員を務めている先住民の会議が開催された。参加したのは、ボリビア、ペルー、チリ、エクアドル、パナマ、ベネズエラ、グアテマラ、メキシコ、コロンビアという9ヶ国の先住民議員の代表14名である。主要議題はベネズエラ大統領ウーゴ・チャベスの提起した「アルバ構想」と「人民貿易協定」について議論することであったが、国連宣言の問題、ならびに森林破壊や河川の汚染といった自然資源をめぐる問題についても討論された。

そして、自決権を中心とした国連宣言や先住民族の権利とアイデンティティに関する国際法の原則に沿ったかたちで各国において憲法や関連法を改正する作業を推進し、第二次「世界の先住民の国際10年 (2005-2014年)」に掲げられた目標の履行状況を監視するとしている。参加した先住民議員は、20年以上にわたる議論と交渉の闘いを無視し、国連宣言に反対や棄権をした諸政府の姿勢は認められないと非難している。コロンビアの上

院議員は、自国政府が国連宣言採択に当たって棄権したことに対する抗議行動を84の先住民共同体が展開することを表明した。

(4) 先住民族の権利オアハカ・フォーラム

10月8日、メキシコのオアハカ州北部サンアンドレス・ウアヤパンで、国連宣言の理念などを検証するフォーラムが開催された。16の先住民族が居住するオアハカ州はメキシコでもっとも先住民人口が多い州であり、先住民族の土地や領域、自然資源の略奪が激しかった州である。1950年代の先住民族マサテコやチナンテコの居住地でのアレマン・ダム建設、1980年代後半のウアトゥルコのリゾート開発はその代表的なものである。また、南部海岸地方のゲリラ鎮圧作戦という名目での先住民組織への強権的弾圧も深刻である。

フォーラムには、ミステカ北部山地戦線に属する共同体やエヒード、自治体の委員などが参加し、先住民族の権利、領域、自然資源、文化とアイデンティティ、プエブラ・パナマ計画といったテーマについて討論した。同時に、先住民族の土地防衛闘争で拘束された人物の釈放や逮捕状の撤回など、土地防衛闘争にまつわる人権の問題も議論された。サリナス政権時代の憲法27条改正によって土地や水資源などの略奪が促進されたという点で、フォーラム参加者の意見は一致していた。その弊害を修正するため、憲法改正に向けた運動を展開することが確認された。フォーラムにはオアハカ州選出の下院議員5名と下院の先住民問題委員会委員長も参加した。

三、大陸規模の先住民族動員

10月12日、先に紹介した大陸規模の先住民動員の一環として、グアテマラ、エクアドル、ペルー、ボリビア、コロンビア、チリなどで、先住民運動の集会が開催される。グアテマラの集会では、多国籍企業による鉱山開発による大地の破壊が深刻

であることが指摘されている。その一方で、巨大開発計画における事前相談や協議を義務づけている国際労働機関169号条約が無視されている状態を指摘し、政府に対して採択された国連宣言を効率的に適用することを要求している(www.movimientos.org/12octubre/show_text.php3?key=11083)。

大陸規模の動員とは独立して、各種の先住民族の集会が開催されているが、本稿では冒頭に紹介したふたつの国際集会について紹介することにした。

(1) チモレ宣言

10月10日、ラパス市内で開催された集会には、アメリカ大陸20カ国の先住民代表約120名が参加したという⁽⁹⁾。集会では、歴史的記憶・知識・アイデンティティ、国連宣言の適用と活用、自然資源と資本主義による地球の生命破壊、闘争の歴史の検証、先住民報道従事者という五つのテーマについて討論が行なわれた。翌11日のティワナク遺跡での文化・宗教的儀式には、色とりどりの民族衣装をまとったボリビア先住民約2千人が参集した。10月12日は、 coca栽培地として知られるコチャバンバ県チャパレ地方にあるチモレで集会が開かれた。

最終日のチモレ集会の決議として、「原住民の先住民族と先住民国 (los Pueblos y Naciones Indígenas Originarios) の世界の諸国家に対する指令 (Mandato)」というチモレ宣言が採択されている。宣言は、先住民族は民族抹殺、大量虐殺、植民地化、破壊や略奪に対して粘り強く抵抗を継続してきたが、新自由主義の政策によって母なる大地は瀕死状態であることを指摘している。そして、これからは母なる大地を破壊するエネルギーの乱用と決別し、生命、均衡と相補性の時代、つまり変革の時であるとする。「パチャクティ」、つまり「第五の太陽」の時が終了するとされる新時代⁽¹⁰⁾の扉は、先住民族によって開けられている

とする。

また国連宣言に関しては、先住民族自決、先住民族と先住民族の集団的権利の認知を求める20年以上の活動で採択されたもので、約70カ国に居住する3億7千万人を越す先住民の生存と「よく生きること（Vivir Bien）」を実現する基本と位置づけている。それゆえ、国連加盟国や先住民族は、先住民族と国家や社会との新しい関係を確立し、協同していく基盤として国連宣言で謳われていることを実践すべきであるとする。

チモレ宣言では、新しい多民族国家の建設に向けた14の指令が掲げられている。

- ①先住民族の生命の文化、アイデンティティ、世界観や精神性に基づく世界の構築。
- ②先住民文化を基盤とする、生態系の危機から母なる大地を救出する代替策の確立。
- ③生命、相補性、互酬性、文化的多様性の尊重、持続可能な資源利用モデルの確立。
- ④食料主権を国の主権の基盤として採用。
- ⑤バイオ燃料計画や遺伝子組み換え種子利用への反対。
- ⑥解放闘争の前衛として先住民女性の役割の評価。
- ⑦問題や紛争の解決指針として平和と生命の文化の確立と武装解除の実施。
- ⑧先住民族の通信情報に関する権利の認知、先住民の世界観や精神性、哲学、知恵を基盤とする通信情報体制やメディア構築にむけた法制度の改変。
- ⑨生命、健康、多文化二言語教育の尊重と権利の保障。
- ⑩人類の社会的財産である水の人権として位置づけ、代替エネルギーの使用の推進。
- ⑪国境を越える自由な移動を認める政策の実施と移住の原因となる問題の解決。
- ⑫国連の脱植民地化に向け、国連本部事務所の移動。
- ⑬先住民族の闘争を犯罪視することの停止。

- ⑭米国のレオナード・ペルティエールなど先住民指導者の即時釈放。

（2）ビカム宣言

同じ時期、EZLN、CNI、ヤキ伝統的権威者などが呼びかけていたアメリカ大陸先住民族集会在メキシコ北西部のソノラ州ビカムで開催された。集会には、カナダ、米国、メキシコ、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、プエルトリコ、エクアドル、ベネズエラ、チリなど12カ国、66の先住の民族、国、部族（pueblos, naciones, tribus）の代表約2千人が参加した。大多数は北米3カ国の先住民で、メキシコ以南の代表は国際農民組織ヴィア・カンベシーナに属する先住民農民組織から派遣されていた。集会に先立ってメキシコ州アトラプルコで開催された中南米諸国の先住民族との事前集会には、グアラニー、マプーチュエ、タラパカ、アイマラ、レンカ、インカ（ケチュア）の代表も参加していた⁽¹¹⁾。

ボリビアの集会とは異なり、連邦・州政府による体系的な妨害工作のなかで、ビカム集会は実施された。直前には、集会がヤキ部族領域の伝統的権威者全員の承認を受けていないというコミュニケがマスコミに流され、集会組織者が麻薬犯罪摘発という名目で家宅捜索された。参加を予定していたEZLN司令官6名は、当局の執拗な検問や妨害によってチアパスに引き帰り、集会には副司令官マルコスだけが参加した。

集会は、「絶滅したとされる先住民族タイノ」であるボリンケ（プエルトリコ）の青年キコの宣言で始まり、1492年以来、征服者に抵抗し死んでいった2億5千万の先住民のために1分間の黙祷が捧げられた。先住民族ラコタの指導者レオナード・ペルティエール、チリのマプーチュエ指導者、メキシコのアテンコで抵抗している人々との連帯が表明された。

参加者は、政府や多国籍企業による土地や水資

源の略奪、差別、搾取、文化や伝統への迫害など、それぞれが直面する問題について告発している。カナダや米国の先住民の代表は、多国籍企業や国家が18世紀に定められた先住民の居留地をさらに略奪しようとしていると告発した。カナダと米国にまたがる「6ヶ国連盟」の先住民コユークは、奪われた居留地にマックギル大学やモントリオール市の水源ダムが建設され、高級住宅建設計画が推進されていることを告発した。先住民代表は、こうした侵略行為には請願でなく直接行動を組織化することが重要であるとした。

グアテマラの先住民農民全国調整委員会から派遣された先住民ケケチの代表は、農園主の農地にされた先祖伝来の土地を取り戻すために闘っていることを紹介した。グアテマラでは、鉱山経営者や政府による土地略奪の危険性が高く、共同体の生活を向上するために合意を築きながら団結していく空間を形成するべきであるとした。また、カリフォルニア湾やテワンテペック地峡部などで漁業活動に従事している先住民からは、伝統である集団漁業が認可されず、エビ養殖に向けたマングローブ林の伐採や高級リゾート開発による環境破壊が進んでいることが報告された。

最終日、アメリカ大陸の政治囚全員の釈放、植民地主義や多国籍企業への反対キャンペーン展開、第2回アメリカ大陸先住民集会をコロンビアカチリで開催することが決められた。その後、採択されたピカム宣言では、征服と殲滅の戦争に対して515年間も抵抗を続けてきた先住民は、今後も母なる大地を防衛しつづけるとする方針が確認された。具体的には、独自の文化や言語、伝統、組織や統治のあり方を強化し、独自の教育制度や通信メディアを構築し、先住民として再構築(reconstituir)することが呼びかけられた。

工鉱業、アグリビジネス、観光業、都市開発や基盤整備などによって、母なる大地から誕生したもののすべての民営化が画策されていると、ピカム

宣言は批判する。具体的には、先住民の土地や海岸、種子や動植物、伝統的知識を領有する目的で行なわれる各種の所有権認証、聖地の占有や破壊、文化の商業的利用などが挙げられている。また、大農園やマキラドーラ産業の労働者や移住労働者に対する搾取、先住民の共同体的経済を弱体化させている多国籍企業の大規模マーケットの開設、食料主権の破壊につながるアグリビジネスの策動なども告発されている。

具体的に告発されているのはふたつの開発事業である。ひとつは、メキシコ北西部カリフォルニア湾での巨大海洋リゾート開発計画とヤキ領域内での海岸道路建設計画の実施である。もうひとつは、カナダの亀の国(チェロキー)の聖なる領域を強奪して建設されたスキー場の建設である。そこで行なわれる2010年バンクーバー冬季オリンピックのボイコットが呼びかけられている。

宣言の最後には、軍進駐、強制排除や大量追放などに対する批判、先住民復権運動への弾圧の告発、先住民政治囚の即時釈放という要求が掲げられている。最後に挨拶したEZLN副司令官マルコスは、近代化、進歩、文明、グローバル化という名のもとで、515年間も続いた野蛮な資本主義、多国籍企業、国際金融組織、国家政府による破壊活動と闘っていく必要性を強調した。政府に幻想を持つことを戒め、抵抗に向けて議論を重ね、合意を形成し、大規模な転覆活動(subersión)を組織することが必要であると強調した。

チモレ宣言とピカム宣言の内容は、母なる大地を防衛していくためには、開発至上主義という既存の生活モデルを根底から転回あるいは転覆させ、「よく生きる」生活モデルを確立すべきであるという点で、ほとんど同じ趣旨のものである。その運動は先住民による国家権力の掌握によって完成するというものではないだろう。

むすびにかえて

国連宣言を国内法とすると表明していたボリビアでは、制憲議会での賛成多数で採択を受け、11月7日、大統領が国連宣言を法令3760号として公布した。一方、11月下旬、同国を訪問した国連特別報告者スタベンハーゲンに対して、ボリビアの東部低地や高原部の先住民からは数多くの人権侵害や迫害の告発が寄せられている。

チリのパチェレ首相は、10月19日、国連宣言の精神を反映させ、第3条に「チリが多文化（multicultural）国家」、19条に「先住民共同体の土地と水資源を法令によって保護する」という文言を付加する憲法改正案を公表した。それに対し、すべての大地協議会などの先住民組織は2000年に下院で承認されたままの国際労働機関169号条約を早急に上院で承認・批准すべきであると批判した⁽¹²⁾（www.mapuexpress.net/?act=news&id.2069,2070,2073,2075）。

ホンジュラスでは、11月24-26日、先住民ガリフナ、マヤ・チョルティ、レンカ、ミスキートなどの集会が開催され、国連宣言や国際労働機関169号条約の履行、いわゆる BID 先住民法案の廃棄などを要求している。

国連宣言に賛成した中南米の諸国が先住民の要望にどれほど誠実な対応をしているのだろうか。次のメキシコ政府が関与した奇妙なエピソードは示唆的であろう。

2007年11月下旬、メキシコのトラスカラ市で、先住民世界サミットと世界先住民協議会（CMPI）の第8回総会なるものが開催された。プログラムには、リゴベルタ・メンチュウやスタベンハーゲンの講演だけでなく、ネスレ、テレビサ、ウォルマートなど「民間企業イニシアティブ」による会合などが盛り込まれていた。先住民運動の「名士」の参加はなかったものの、メキシコ政府の CDI 長官が開会挨拶を行ない、オーストラリア、フィンランド、ケニアや中南米諸国の先住民

代表約200名が参加したとされる。

しかし、この集会運営主体の代表性も第8回 CMPI 総会の呼びかけも極めて疑わしいものであった⁽¹³⁾。この疑惑だらけの集会の後援者は、麻薬犯罪組織摘発などの名目で先住民居住地域に軍隊を進駐させ、事前協議ぬきの大規模開発を強行しているメキシコのカルデロン政権であった。

註

- (1) 第3回先住民大陸サミットについては、小林致広『『抵抗から権力へ』にむけての新たな転回—グアテマラ・テクパンにおける第3回アビヤ・ヤラ先住民大陸サミットの意義』『京都ラテンアメリカ研究所紀要』No.7（2007年）を参照されたい。
- (2) AIPIN の“Regiones Indias” はほぼ毎日配信される。参照した情報源は、Servindi（www.servindi.org）、Minga Informativa de Movimiento Social（www.movimientos.org）、América Latina en Movimiento（alainet.org）などである。文章末の（ ）に依拠したウエブ・サイトを記載した。アクセス日は煩瑣なので省略したが、すべて2007年9～12月である。記載のない箇所は“Regiones Indias”の記事による。
- (3) 2007年5月以降、グアテマラ、メキシコ、ペルーの政府代表は、33項目修正を提出していたアフリカ・グループと国連宣言採択に向けて交渉を継続していた。その結果、反対が強かった土地権、資源権、自決権の条項に直接的に踏み込んでいるものは撤回され、9項目の修正条項が確定することになった。この経緯については木村真希子さんから情報を提供いただいた。
- (4) チリのすべての大地協議会、マプーチェ女性部会、アイマラ自治協議会、アrika・アイマラ全国協議会、ペルーのペルー先住民

族連合、アンデス・アマゾン社会主義運動、エクアドルの CONAIE、エクアドル・キチュア民族連合 (ECUARUNARI)、先住民問題議員、グアテマラのコナビグア、マヤ全国調整合流委員会ワキブ・ケフ、マヤ青年運動、マヤ民族賠償組織調整委員会、パナマの先住民クーナ代表が署名者となっている。これらの先住民組織の多くは、2007年3月末のグアテマラでの第3回先住民大陸サミットに参加していた。グアテマラのワキブ・ケフは第3回サミットの運営主体であり、チリの先住民組織は2009年にチリ北部で開催予定の第4回サミットの受入れ組織である。

- (5) 2006年7月に組織された CAOI には、ペルーの鉱山被害共同体全国連盟、ペルー農民連合、全国農地連盟、二言語教師全国協会、アイマラ民族連合、アヤクーチョ北部アルパカ生産者協議会、ヤウリ女性連盟、ボリビアのクリヤスーユ・アイユ・マルカス全国協議会、CSUTCB、クリヤスーユ・バルトロメ・シーサ女性全国連盟、エクアドルの ECUARUNARI、チリのマプーチェ領域アイデンティティ調整委員会、アルゼンチンの先住全国組織などが参加している。
- (6) 委員長はフォックス政権（2000年12月－2006年11月）の全国先住民庁長官マティアス・マルコス（民主革命党所属）である。
- (7) アデルフォ・レヒーノの見解は、『先住民の10年 News』第139号（2007年11月）に訳出されている。
- (8) 同趣旨の告発は、2007年11月6日のホンジュラス民衆先住民組織市民協議会のコミュニケでも表明されている。そこではプエブラ・パナマ計画の一環で行なわれているテラ湾開発計画の即時停止が呼びかけられている。
- (9) リゴベルタ・メンチュウが主賓で招待され、10月初旬にコロンビアで開催されたアメリカ先住民議員会議参加者の一部も参加している。
- (10) パチャクティはケチュア語で転回や転覆を意味し、第五の太陽はアステカ神話で、「地震で滅亡する時代」を意味する。第3回先住民大陸サミットに結集した先住民民族や組織は、自然を破壊する資本主義のモデルを大地と均衡の取れたよき生き方 (Vivir Bien) というモデルに変換することを大陸レベルのパチャクティと位置づけている。
- (11) ビカム集会に関しては、集会ホームページ (www.encuentroindigena.org) のほか、*Ojarasca*, núm 126, Octubre/2007; Zónimo Camacho y Julio César Hernández, “Indios de América, llamado a la subversión”, *Contralinea*, 1ª. quincena de noviembre, 2007; Raúl Romero, “La tierra no se vende porque no es mercancía: pueblos indígenas de sur y sureste de México”, *The Narco News Bulletin*, 22 de octubre, 2007; Juan Trujillo, “Llamamos a la unidad a los pueblos indígenas por enfrentar a la guerra de conquista: declaración de Vicam”, *The Narco News Bulletin*, 2 de diciembre, 2007 などを参考にした。
- (12) 国際的な批判があったにもかかわらず2008年3月、チリ上院は、国際労働機関169号条約の「解釈的採択」を強行した。
- (13) 集会を組織したのは、メキシコの常設先住民協議会 (CIP) である。CIP は1991年に結成され、1993年に CMPI に加盟したことになる。しかし、CMPI は第7回総会（1993年、グアテマラのケツアルテナンゴで開催）以降、完全な休眠状態である。

CMPI の再活性化が強調されているが、国連経済社会理事会の登録団体としての CMPI の専有を目論んでいることは明白である。